

八千代町第5次総合計画策定方針



平成21年7月

八千代町

八千代町第5次総合計画策定方針

1. 計画策定の趣旨

本町は、これまで4次にわたる総合計画を策定し、社会基盤の整備や農業を中心とした産業の活性化、コミュニティ活動の充実など各種の施策を展開してきました。

平成12年度に策定した『第4次総合計画』（平成13年度から平成22年度までの10年間）では「共生大地に人が輝き躍動するまち 八千代」を町の将来像として掲げ、その実現に取り組んできました。

この間、地方分権や市町村合併の進展、地方交付税の削減や景気の低迷による地方財政の悪化、本格的な人口減少時代への突入、少子高齢化の進行など、社会経済状況は大きく変化しております。

また、単独自立のまちづくりを進めるため、行財政集中改革プランに基づく行財政運営を行ってきましたが、今後も新たな行財政改革プランを策定し、安定した財政基盤の確立と協働・共創のまちづくりを進めていく必要があります。

こうした状況の中、住民と行政との協働により、本町の地域資源を活用しながら自立したまちづくりを進めるための指針として『八千代町第5次総合計画』を策定するものです。

2. 計画の位置付け

(1) 総合計画の位置付け

総合計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づく町政運営における最上位の計画であり、本町が目指す将来像とまちづくりの方針及び基本施策を明らかにし、本町の進むべき方向を明確に示す指針となるものです。

また、町民や民間活動団体、事業所等と町が協働してともに新しいまちづくりを進めていくための基本方針となるものです。

(2) 国や県の施策との関係

現在の地方行政を取り巻く環境は、新たな地方財政制度の構築や事務の権限移譲など、地方分権の推進に向けて大きく変わりつつあります。

こうした中、本町の今後の総合計画の推進については、国や県が策定する関連計画等とできる限り整合を図りながら、国と地方自治体は対等な立場であることを踏まえて、相互に連携し協力関係を大切にしながら公共課題の解決を図っていくよう努めていきます。

3. 計画の構成と期間

本計画は、基本構想と基本計画及び別に定める実施計画で構成します。

○基本構想

町民と行政が一体となって、長期的な視点に立ち、まちづくりを進めていくための将来像を定め、それを実現するための基本目標と政策（施策の大綱）を示すものです。計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間です。

○基本計画

基本構想に示した将来像や政策に基づき、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標（指標）を定めるものです。基本計画は、前期・後期に分かれ、前期基本計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

○実施計画

基本計画を推進するため、主な施策の具体的な事業内容を示すものであり、3カ年を計画期間とし、ローリング方式により毎年必要な調整や見直しを行います。

4. 計画策定の視点

(1) 住民との協働による計画づくり

総合計画には、より多くの住民の意向を反映することが必要です。情報の共有や対話を通じた共通認識のもと、住民や団体、事業所と行政が一体となって計画づくりを行います。

主な住民との協働の機会

- 住民意識調査 ○総合計画審議会 ○部門別まちづくり懇話会
- 地区まちづくり懇話会 ○パブリックコメント（意見募集）

(2) わかりやすい計画づくり

全ての人々が共通の認識を持って、まちづくりに取り組めるよう、だれもが理解できる適切な表現で具体的かつ簡潔に施策の内容とその目標を盛り込んだ計画とします。

(3) 財政計画や行財政改革との整合性ある計画づくり

財政状況が厳しい環境にあることを踏まえ、中長期的な財政の見通しと新たな行財政改革プランとの整合を図りながら、事業の選択と集中による実効性のある計画を策定します。

(4) 進行管理と評価システムの構築

計画に基づいて行った施策が計画的に進んでいるのか、どのような成果があるのかを評価し、その結果を反映し改善していく仕組み（行政評価システム）を取り入れ、効率的かつ効果的な事業の推進ができる計画を目指します。

(5) 地域資源の活用

個性と魅力あるまちづくりには、「八千代らしさ」という地域特性を踏まえた視点が求められます。本町の歴史・文化・自然など地域資源を見直し、コミュニティ活動を基礎とした住民活動の充実を図りながら、地域の存在能力を最大限に生かして、まちづくりに取り組む計画とします。

5. 計画策定の体制

(1) 住民との協働による計画づくり

①住民意識調査

まちづくりに対する評価と課題を整理し、望ましい将来像を把握するため、住民のアンケート調査を実施します。

②総合計画審議会

住民の代表者による総合計画審議会を開催し、総合計画策定についての調査・審議を行い、意見・答申を得て計画を策定します。

③部門別まちづくり懇話会

各分野の専門的な意見をまちづくりに生かすため、公募による住民や各種団体などから推薦されたメンバーによる懇話会を開催します。会議運営には、総合計画策定専門部会の職員も参加し、協働によるまちづくりの検討を行います。

④地区まちづくり懇話会

各地区のコミュニティ協議会を中心として、地区毎に懇話会を開催し、協働によるまちづくりや町政運営に対する意見をまとめます。

⑤パブリックコメント（意見募集）

総合計画の素案などについて、広報やホームページなどを活用して内容を公表し、広く住民の方から意見を募集して計画の策定や町政運営に反映していきます。

(2) 職員総参加の計画づくり

①政策調整会議

副町長、関係課長等による政策調整会議を適宜開催し、主要な政策課題について検討・調査・決定等を行います。

②総合計画策定委員会

副町長を委員長に、教育長及び課・事務局・室・所・館の長をもって構成される策定委員会により、総合計画策定に関する審議・検討を行います。

③総合計画策定専門部会

策定委員会の作業部会として、企画財政課長を委員長に、各課の係長職等による専門部会を設置します。分野ごとに部門別会議を設け、総合計画策定に関する調査研究や総合計画案の作成を行います。また、まちづくり部門会議への参加を通じて、より専門的な視点から協議・検討を行います。

④政策調整プロジェクトチーム

特定の各種課題に対して、課を横断したプロジェクトチームを組織し、課題解決の方向性の検討や政策調整会議への資料作成を行います。

⑤職員研修

より多くの職員を対象に、総合計画に関する研修会の開催や各策定段階における経過報告等を行い、意識啓発と周知徹底を図ります。

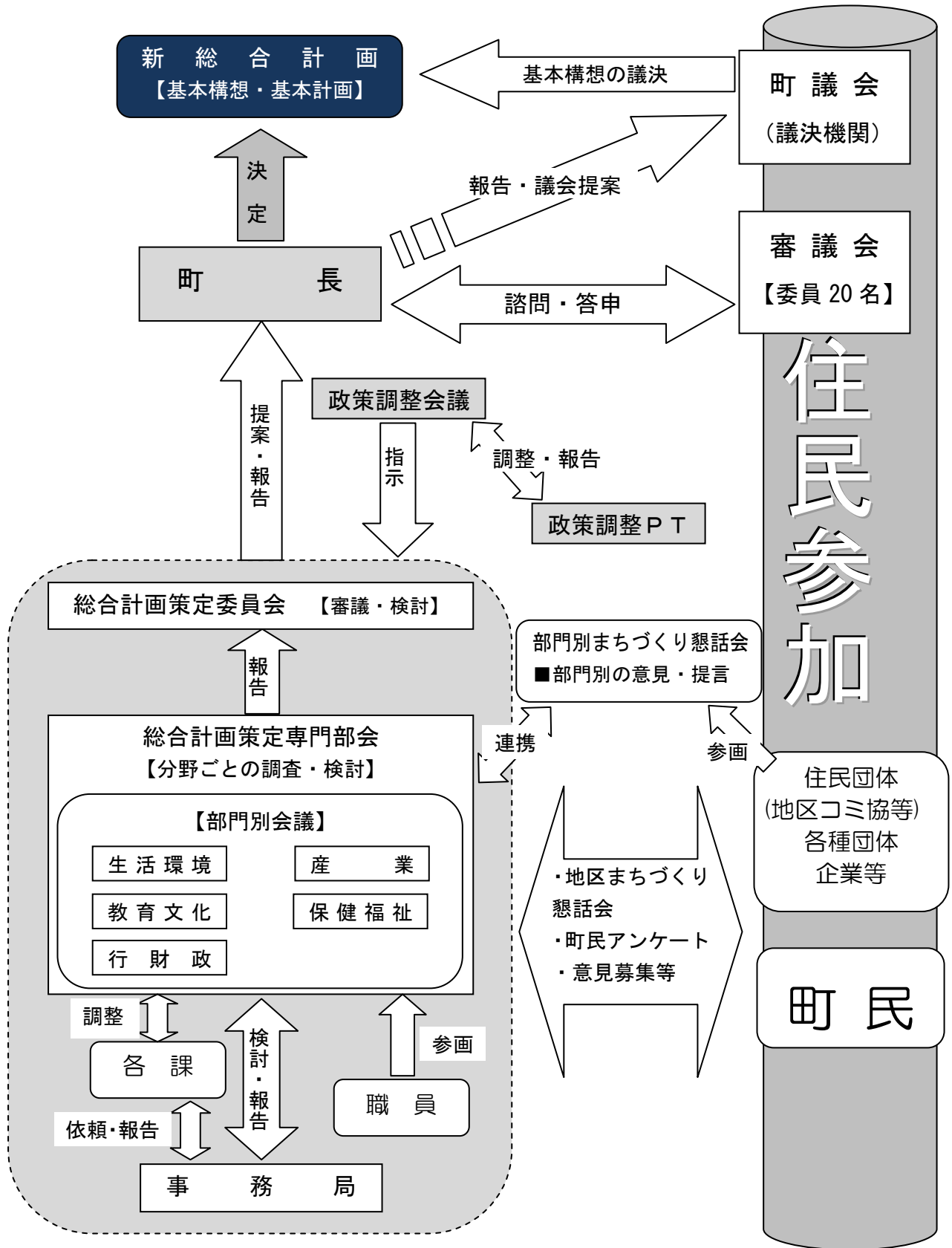
⑥各課

各種調査に対しての情報提供及び各課ヒアリング等への協力を行うとともに、現行施策の評価や今後の方向性など、基本計画案の立案を行います。

⑦事務局

企画財政課が事務局として、総合計画策定過程の全体を調整・管理するとともに、総合計画案の取りまとめを行います。

総合計画策定体制図



6. 計画策定の日程

計画の策定は、平成21年度～平成22年度の2ヶ年とし、次の手順を踏んで策定します。

(1) 基礎的調査

①町を取り巻く状況の変化の把握

大きな時代の転換期にあるという認識に立ち、社会動向の流れを整理し、今後の期待される対応方向を整理するとともに、国、県の計画、関連計画や主要プロジェクトの把握、周辺地域の構造分析を行い、本町の広域的な位置付けなどを明らかにします。

②町の現状把握・分析

各種データを活用しながら、本町の現況を把握する。あわせて各課によるヒアリングシートへの記入を踏まえ、各課ヒアリングを実施し、行政ベースでの現況・課題を把握します。

③町民アンケート調査

まちづくりに関する町民の意向や要望、施策の評価・満足度、まちづくりへの参加意欲などを把握し、計画に反映するためアンケート調査を実施します。

④現行計画の達成状況等調査

福祉、教育、産業等、町内の主要な団体・グループ等とのヒアリングを行い、その活動状況の把握とともに、町民・団体等の期待、問題意識などを把握します。

⑤課題の整理

住民意識調査や団体等ヒアリング等を実施し、本町が抱える課題の把握や整理を行います。また、その整理は、広域レベル、町レベル（政策、分野別）等の視点から行うものとします。

(2) まちづくり基本政策の検討・立案

基本構想の議論に先立って、構想の根幹となる部分について、さまざまな前提条件を整理しながら、まちづくりの基本的な方向を明らかにします。各種統計資料などを基に、本町の現状分析を行うとともに、総合計画策定の基礎となるフレーム値の将来予測を複数の統計手法を用いて行うものとします。

(3) 基本構想の検討・立案

本町の目指すべき将来像を描き、まちづくりの目標となるべき指標を定め、それらの実現のための課題を整理するとともに、課題の解決とまちづくりの目標を達成するために必要な施策の大綱を定めた基本構想（平成23年度～平成32年度の10年間）を検討・立案します。

(4) 基本計画の検討・立案

基本構想に基づき、行政の分野別計画として構想実現に向けての施策を体系的に明らかにし、町民活動を支援する計画内容とした基本計画（平成23年度～平成27年度の5年間）を検討・立案します。

(5) 審議会への諮問・答申

基本構想案及び基本計画案について、総合計画審議会へ諮問し、答申による意見をいただきながら、計画の策定を行います。

(6) 基本構想の議会提案

基本構想については、地方自治法により議会の議決を得て決定することとなっているため、平成22年12月議会に提案することを目標とします。

(7) 新総合計画の決定

- ①基本構想案については、町議会に提案し、議決を経て決定します。(地方自治法第2条第4項)
- ②基本計画案については、町議会に報告し、庁議において町長が決定します。

《詳細スケジュールは別添のとおり》